

第9回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（仮訳）

※ 本翻訳は、第9回報告に対する最終見解（確定版）の内閣府による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、本仮訳は諸般の事情により、今後変更される可能性があります。予め御留意ください

1. 委員会は、2024年10月17日に開催された第2104回及び第2105回会合(CEDAW/C/SR.2104、CEDAW/C/SR.2105を参照のこと)において、日本の第9回定期報告書(CEDAW/C/JPN/9)について審査した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国が、報告に先立って事前質問票に対する第9回定期報告書(CEDAW/C/JPN/QPR/9)を提出したことに感謝の意を表す。委員会はまた、委員会の前回の最終見解に対する締約国のフォローアップ報告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add.1)にも感謝の意を表す。委員会は、代表団による口頭発表が行われたとともに、対話の中で委員会の口頭による質問に対し追加説明が行われたことを歓迎する。

3. 委員会は、締約国が岡田恵子内閣府男女共同参画局長を団長とする代表団を派遣したことを称賛する。代表団は、内閣官房、内閣府、宮内庁、警察庁、こども家庭庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省のほか、尾池厚之常駐代表その他の在ジュネーブ国際機関日本政府代表部職員から構成されていた。

B. 肯定的な側面

4. 委員会は、2016年に行われた締約国の前回の定期報告書(CEDAW/C/JPN/7-8)の審査以降、法制度改革における取組において達成された進展、特に以下の採択を歓迎する。

(a) 女性の再婚禁止期間を廃止した民法改正（2024年）

(b) 優生手術による被害者への補償金等の支払いに関する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（2024年）

(c) 同意に基づかない性交としてのレイプの定義、暴行要件の撤廃、13歳から16歳へと性交同意年齢を引き上げる新たな立法措置（2023年）

(d) 心理的攻撃を伴う事案に対する保護命令の発令を可能とする配偶者暴力防止法の改正（2023年）

(e) 婚姻の法律上の最低年齢を男女ともに18歳とする民法改正（2022年）

(f)男女の公職の候補者の数を可能な限り均等とすべきと規定する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」について、セクシュアルハラスメント及び妊娠と出産に関するハラスメントについての相談体制を確立することとする改正（2021年）

5. 委員会は、以下の採択あるいは策定のような、女性に対する差別撤廃の加速化及びジェンダー平等の促進を目的とした締約国の制度・政策的枠組を強化する努力を歓迎する。

(a)女性・平和・安全保障（WPS）タスクフォース（2024年）

(b)人身取引対策行動計画（2022年）

(c)第5次男女共同参画基本計画（2020年）

6. 委員会は前回報告の審査以降の期間において、締約国が国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書を、2017年に締結したという事実を歓迎する。

C. 持続可能な開発目標

7. 委員会は、持続可能な開発目標に対する国際的な支持を歓迎し、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施過程を通じて、条約の規定に従って、法律上及び事実上のジェンダー平等の実現を求める。委員会は、目標5の重要性、及び17の目標全てを通じて平等及び非差別の原則を主流化することの重要性を想起する。委員会は、締約国に対し、女性が締約国の持続可能な開発の原動力であることを認識し、そのための適切な政策及び戦略を採用するよう促す。

D. 議会

8. 委員会は、条約の全面的な実施を確保する上で立法府が果たす重要な役割を強調する（A/65/38、パート2、アネックスVIを参照）。委員会は、国会に対し、その任務に沿って、現在から条約に基づく次回の定期報告書の提出までの間に、本件最終見解の実施に関して必要な措置をとるよう勧める。

E. 主な懸念事項と勧告

条約の可視性及び選択議定書の締結

9. 委員会は、2020年に採択された第5次基本計画が、締約国が「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と定めていることに関心をもって留意する。しかしながら、委員会は、この問題に関して関係省庁研究会を23回開催しているにもかかわらず、締約国が選択議定書の締結の検討にあまりに長い時間をかけていることに遺憾の意を表す。加えて、委員会は、以下の点について懸念する。

(a)女子差別撤廃条約の認知度向上及び実施促進の努力が不十分であり、啓発活動は主にインターネット上の情報発信に限られていること。

(b)条約の国内適用に関する司法機関及び法執行機関の能力開発の不足により、法的手続における条約の使用が制限されていること。

10. 委員会は、締約国が、委員会の前回の最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ8、9、50）に沿って、選択議定書の締結に対する障害に速やかに対処し、かつ、取り除くよう勧告する。委員会はさらに、締約国に対し、裁判官、弁護士及び法執行機関の専門家に対して、条約、委員会の一般勧告及び選択議定書に基づく法解釈に関する能力開発を強化し、法的手続においてそれらが十分に考慮されることを確保するよう勧告する。

女性差別の定義と差別的法律

11. 委員会は、条約第1条に則り、公的及び私的領域における女性に対する直接的及び間接的な差別を対象とする、女性に対する差別の包括的かつ明確な定義が存在せず、法解釈及び法執行に非一貫性が生じていることに留意する。委員会はまた、皇室典範の規定は委員会の権限の範囲内ではないという締約国の立場に留意する。委員会は、しかしながら、皇統の男系の男子のみが皇位を継承することを認めることは、条約第1条及び第2条並びに条約の目的及び趣旨と相容れないと考える。委員会はまた、既存の差別的規定に関するこれまでの勧告のいくつかが取り組まれていないこと、特に以下の事項に取り組まれていないことにも懸念をもって留意する。

(a)夫婦に同じ氏を使用することを求め、事実上、女性に夫の氏をしばしば強いることとなる民法第750条を改正する措置がとられていないこと。

(b)嫡出でない子の出生届に関する差別的な記載についての戸籍法の規定が保持されていること。

12. 委員会は、締約国が、条約第1条及び第2条、条約第2条に基づく締約国の中核的義務に関する委員会の一般勧告第28号（2010年）、全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を終わらせることについての持続可能な開発目標のターゲット5.1に従い、公的領域及び私的領域における直接的及び間接的な差別の双方、並びに交差する形態の差別を対象とする女性差別の包括的な定義を法律に組み込むよう勧告する。委員会は、締約国が、女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を参照し、皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する。委員会は、前回の勧告（パラ13）を想起しつつ、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する。

(b)嫡出でない子の地位に関する差別的な規定を全て撤廃し、社会におけるスティグマや差別から嫡出でない子とその母親を保護する。

女性・平和・安全保障

13. 委員会は、日本が2025年に「女性・平和・安全保障フォーカルポイント・ネットワーク」の共同議長を務めることに留意する。委員会は、紛争予防、平和維持、平和構築に関連する意思決定への女性の国内的及び国際的な参画を強化するための努力をより良く調整するための「女性・平和・安全保障（WPS）タスクフォース」の設立に、評価の意をもって留意する。委員会はまた、主要な外交政策の一つとして女性・平和・安全保障の課題を積極的に推進する日本の取組を称賛する。それにもかかわらず、委員会は、沖縄における米軍のプレゼンス及び係争中の島々（disputed islands）をめぐる締約国（日本）とロシア連邦との間の領土に係る不一致との関連を含む、安全保障理事会決議第1325号（2000年）及びその後の女性・平和・安全保障に関する決議の実施に関する既存の課題に懸念をもって留意する。

14. 委員会は、恒久的な平和を達成する観点から、条約及び安全保障理事会決議第1325号（2000年）で求められているように、武力紛争に関する女性の優先事項及び経験が平和及び復興プロセスに完全に統合されるよう、これらのプロセスのあらゆる段階における女性の有意義かつ包摂的な参画が重要であることを強調する。委員会は、紛争予防、紛争及び紛争後の状況にある女性に関する一般勧告第30号（2013年）を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 締約国の領域に影響を及ぼす平和構築に係る取組及び二国間軍事協定の交渉のあらゆる段階における女性の有意義かつ包摂的な参画を確保する。

(b) 開発、平和及び安全保障上の女性の懸念が、国家安全保障の枠組み及び持続可能な開発目標の達成を含む、開発の優先事項に完全に組み込まれることを確保する。

(c) 安全保障理事会決議第1325号（2000年）及びその後の女性・平和・安全保障に関する決議について、公務員及び外交官向けの能力開発研修及び意識向上セミナーを提供する。

領土外における国家の義務

15. 委員会は、日本企業による北アフリカその他の第三国の採掘セクターへの投資が、地域社会及び資源に有害な影響を及ぼしているという報告、特に職場におけるジェンダーに基づく暴力及び労働搾取の増大に女性が直面しているとの報告に、懸念をもって留意する。

16. 委員会は締約国に、日本企業による第三国の採掘セクターへの投資が締約国の領土外の義務と矛盾しないことを確保するためのメカニズムを導入すること、及び、それらのセクターの女性労働者がジェンダーに基づく暴力及び搾取から保護されることを確保するためのメカニズムを導入することを勧告する。

女性の司法アクセス

17. 委員会は、懸念をもって以下について留意する。

- (a)女性のための効果的な法的苦情申し立てメカニズムが欠如していること。
- (b)裁判所及びジェンダーに対応した事案の処理について訓練を受けた資格のある司法職員の数の少なさなど、女性が司法へのアクセスの観点において多くの障壁に直面していること。
- (c)メディエーションやコミュニティベースの紛争解決など、伝統的で非公式な司法メカニズムがしばしば女性を差別し、司法の統制の対象とならず、女性の司法へのアクセスを一層損なっているとの報告。

18. 委員会は、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第33号（2015年）を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a)機密性の高い効果的かつジェンダーに対応した苦情申し立てメカニズムを確立することにより、高齢女性、障害のある女性、民族・言語的マイノリティ女性及び移民女性を含む女性が、締約国の全域で司法への効果的なアクセスを確保し、さらに、女性及び女兒が、自らの権利及びそれらを主張するために利用可能な救済手段を認識することを確保する。
- (b)締約国における裁判所の数を増やし、条約及び女性の権利についての司法関係者の能力開発プログラムを開発することで、事案のジェンダーに対応した方法での処理を確保する。
- (c)メディエーションとコミュニティ内の紛争解決方法が、女性の権利を擁護し、司法審査の対象となること、さらに、司法による救済を通じて、女性の権利侵害に対処することの重要性に対する一般市民の認識を高めることを確保する。

女性の地位向上のための国内本部機構

19. 委員会は、内閣府男女共同参画局が女性の活躍推進のための国内本部機構の事務局として機能し、第5次男女共同参画基本計画の実施を監視しているという締約国の指摘に、関心をもって留意する。しかしながら委員会は、締約国が女性問題を所管する専門の省庁を置いていないことに懸念をもって留意する。さらに委員会は、男女共同参画局が内閣府内の調整機関にすぎず、その権限、予算、及び人員の観点において限界があることに留意する。委員会はさらに、第5次基本計画の下でのコミットメントにもかかわらず、その実施及び評価への市民社会の関与が十分でないとの報告を懸念する。

20. 委員会は、前回の最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ17）及び北京宣言及び行動綱領に示された指針、特に国内本部機構の効果的な機能に必要な条件に関する指針を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a)男女共同参画基本計画の現在及び将来のバージョンを含む、ジェンダー平等及び女性の地位向上に関する全ての公共政策及び戦略を調整するため、女性問題及びジェンダー平等を所管する専門省を設立し、ジェンダー平等政策及び戦略の実施における一貫性を監視及び確保するために、全国の都道府県及び地域において対応する部署を設立する。

(b)当該省に適切な人的、技術的、財政的資源を配分し、職員の間でジェンダーに関する専門知識を確保し、全ての政府の政策においてジェンダー平等を主流化し、都道府県及び市町村レベルを含む行政運営の全てのレベルでジェンダーに対応した予算編成を進展させる。

(c)第6次男女共同参画基本計画の策定と実施を含め、多様な背景を代表する女性市民団体との有意義かつ具体的な関与を確保し、それらの組織に対する技術的・財政的支援を強化し、女性の権利とジェンダー平等を提唱する上で重要な役割を果たすことができるようにする。

国内人権機構

21. 委員会は、人権委員会の設置に関する法案が2012年以降保留されており、独立した国内人権機構の設置に向けた期限が設定されていないことに、懸念をもって留意する。

22. 委員会は、締約国が、人権の促進及び保護のための国内人権機構の地位に関する原則（パリ原則）に従って、明確な期限内に独立した国内人権機構を設置し、当該機構の権限が女性の権利とジェンダー平等を含むこと、及び、その権限を効果的かつ独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的、財源的資源が当該機構に提供されることを確保するという前回勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ15）を改めて繰り返す。委員会はさらに、締約国が、この点に関して国連人権高等弁務官事務所の助言及び技術的支援を求めるよう勧告する。

暫定的特別措置

23. 委員会は、第5次男女共同参画基本計画が、あらゆる分野での女性の参画を拡大するための具体的な取組及び目標を含む一方で、それらが強制・法定クォータ制などの期限付きの暫定的特別措置ではなく、依然として自発的な措置及びインセンティブであることを、懸念をもって留意する。委員会はまた、以下の点にも懸念をもって留意する。

(a)締約国が、女性の政治参画を加速させるための暫定的特別措置として、選挙資金への女性のアクセスが限られていることを考慮し、国会議員選挙への立候補に必要な300万円の供託金を減額することを検討していないこと。

(b)締約国が、福島的女性及び女兒の生存者の窮状に対処するための暫定的特別措置をとっていないこと。

24. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ19）を想起し、締約国に対し、条約第4条1項及び暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号（2004年）に沿って、女性が過小評価され又は不利な立場に置かれている全ての分野における女性と男性の実質的平等の達成を加速するための暫定的特別措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国が、実質的平等及び国の発展を推進するための手段としての暫定的特別措置の非差別的な性質及び重要性について、公務員及び一般市民の理解を促進するための能力開発及び意識向上を含む措置をとるよう勧告する。委員会はさらに、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)女性が国会議員に立候補するために必要な300万円の供託金を、この意思決定機関における女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減する。

(b)福島の大災害の被災者である女性及び女児が、基本的権利、差別からの自由、そして社会サービス、医療（母体保護を含む）、教育、意思決定システム、雇用を含む機会への平等なアクセスを完全に享受できるようにするための暫定的特別措置を採択する。

ジェンダーに関する固定観念

25. 委員会は、第5次男女共同参画基本計画が、無意識のジェンダーバイアスを意識化することを促進し、規範に疑義を投げかけることによって、ジェンダーに関する固定観念を撤廃する必要性に対処していることに、評価とともに留意する。しかしながら委員会は以下のことに依然として懸念する。

(a)教育、雇用、公的活動を含む社会における女性と男性の家庭と社会に関する役割及び責任について、家父長制的な態度と根深いジェンダーに関する固定観念が根強く残っていること。

(b)国会、テレビ、インターネット、ソーシャル・メディアを含む、ジェンダーの固定化、性差別的なメッセージ並びに女性及び女児の描写について。

(c)ジェンダーに関する固定観念が引き続き女性に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメーション製品が、女性及び女児に対する性暴力及びジェンダーに基づく暴力を助長しうること。

(d)アイヌ女性・女児、部落女性・女児、在日韓国・朝鮮人女性・女児などの民族的マイノリティに対する根深いジェンダーに関する固定観念について。

26. 有害な慣行に関する女性差別撤廃委員会共同一般勧告第31号／児童の権利委員会一般意見第18号（2019年）改訂版、及び委員会の前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラグラフ21）を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)家族及び社会における女性と男性の役割と責任に関する家父長的態度及び差別的固定観念を撤廃するために、社会のあらゆるレベルにおける女性、男性、女児及び男児を対象とした、積極的かつ持続的な措置を伴う包括的戦略を採択し、それに十分な資源を割り当て、その実施の監視と評価を確保する。

(b)家族及び社会における女性と男性の役割と責任に関するジェンダーに関する固定観念に、ジェンダーに対応した表現を含めて対処できるよう、公務員及びメディアに能力開発を提供し、メディアにおいて発展の積極的な推進者としての女性の肯定的な描写を促進する。

(c)差別的なジェンダーに関する固定観念を増幅し、女性及び女児に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム及びアニメーション製品の製造と流通に対処するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施する。

(d)アイヌ女性・女児、部落女性・女児、在日韓国・朝鮮人女性・女児などの民族的マイノリティの女性及び女児についてのジェンダーに関する固定観念に対して締約国の全ての部門において効果的に対処できるように、国家政策を起草し、包括的かつ持続可能な措置を実施する。

女性に対するジェンダーに基づく暴力

27. 委員会は、レイプに関する法律を改正するための締約国の努力を認める。しかしながら、レイプについての一般的規定の下で配偶者間のレイプを起訴することは可能であるものの、配偶者間レイプが別個の罪として明示的に犯罪化されていないことを遺憾に思う。委員会はさらに、以下の点に懸念をもって留意する。

(a) ドメスティック・バイオレンスの被害者のためのシェルターと相談サービスの資金と人員不足の報告。

(b) 2023年の配偶者暴力防止法改正により保護命令の有効期間が6か月から1年に延長されたところであるが、その期間が切れると女性は繰り返されるジェンダーに基づく暴力の被害を受けるおそれがあること。

(c) ジェンダーに基づく暴力の被害者に対する支援サービスへのアクセスが、農山漁村女性や、民族的マイノリティ女性、移民女性、障害のある女性やレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの女性など、交差的な差別に直面している女性にとって特に困難であるとの報告、また移民女性は、出入国管理及び難民認定法の下で保護されるための資格を維持するために「正当な理由」を提出する必要があるため、在留資格を取り消されることを恐れて、ジェンダーに基づく暴力の事例を報告することに特に消極的であるとの報告。

(d) 沖縄の軍事基地にいる米軍人による女性に対するジェンダーに基づく暴力。

28. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ23）を想起しながら、一般勧告第19号が改訂された、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号（2017年）、及び持続可能な開発目標のターゲット5.2（公的及び私的領域における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃）に沿って、締約国が刑法を改正して配偶者間レイプを別個の罪として明示的に犯罪化し、配偶者間レイプの犯罪性について啓発キャンペーンを実施することを勧告する。さらに委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

(a) ドメスティック・バイオレンスの被害者のためのシェルターや相談サービスへの適切な資金の配分などを通して、女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者の保護を提供する目的で、資源の不足ギャップに対処する。

(b) ジェンダーに基づく暴力の被害者である女性の再被害を防止するため、保護命令を延ばす手続を効率化する。

(c) 女性に対するジェンダーに基づく暴力のサバイバーに対して、農山漁村地域も含め、支援サービスやシェルターを提供又は十分に資金援助し、農山漁村女性、障害のある女性、移民女性など、あらゆる多様性を持つ女性のニーズに完全に適合し、アクセス可能なものにする。また、保護のための「正当な理由を示すという要件」が法律から明確に削除され、在留資格に関わらず被害者を保護することを確保する。

(d) 沖縄における性暴力その他の紛争関連のジェンダーに基づく暴力の被害女性・女兒に関し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、被害者への補償のための適当な措置をとる。

人身取引と売買春による搾取

29. 委員会は、以下の点を懸念する。

- (a) 現行の法的規定は、特に労働力の不法取引において、非強制的な形態の搾取を完全に包含しておらず、「権力の濫用」や「脆弱性」を通じた搾取への対処にはギャップが残っていること。
- (b) 人身取引や性的搾取のサバイバーが、言葉の問題及び、長期的社会復帰支援が限定的であることなど、シェルターや法的サービスへのアクセスの観点において、障壁に直面していること。
- (c) 労働力の不法取引が依然として大幅に過少報告されていること。
- (d) 法律で禁止されているにもかかわらず、子どもの搾取が続いており、特にオンラインでは、児童買春やポルノ関連の犯罪が引き続き報告されていること。

30. 委員会は、国際移住の文脈における女性及び女兒の人身取引に関する一般勧告第38号（2020年）及び前回の最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ27）を想起し、締約国に対し、特に女性及び女兒の人身取引と闘う努力を以下の方法で継続するよう勧告する。

- (a) 労働力の不法取引における非強制的な搾取形態に適切に対処できるよう、特に「権力の濫用」と「脆弱性」をターゲットとした法規定を改正する。
- (b) 人身取引や性的搾取の被害者である女性及び女兒がシェルターや法的サービスを利用する際の障壁をなくす。これには、言語的な障壁に対処することや、一時的な在留の許可を与えること、再統合のための支援を強化することなどが含まれる。
- (c) 独立した、秘密厳守の、ジェンダーに配慮した苦情申し立て手続の確立と労働分野における監査の強化を通じて、女性による労働搾取の報告を奨励し、人身取引の事例が効果的に捜査され、加害者とその共犯者が訴追され、適切に処罰されるようにする。
- (d) 子どもの搾取、特にオンライン上の搾取と闘い、児童買春やポルノ関連犯罪を防止するための対策を強化する。

31. 委員会は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが経済的困難を悪化させ、多くの若い女性及び女兒を売買春及び性的搾取に追いやっていることに、懸念をもって留意する。

32. 委員会は、締約国が、若い女性及び女兒、特に経済的困難又は家庭の不安定さのために売春を強いられる女性及び女兒の性的搾取と人身取引を予防することに、特化した措置をとるよう勧告する。

慰安婦

33. 委員会は、「慰安婦」の権利への対処に係る締約国の取組を称賛する。一方、委員会は、真実、正義及び賠償に対する被害者／生存者の権利を確実にするためには、このような取組は持続及び拡大される必要があると考える。

34. 委員会は、締約国に対し、国際連合経済社会理事会が採択した決議第1158号(XLI)が、国際法上、「戦争犯罪及び人道に対する罪に時効はない」という原則を受け入れなければならないことを確認しているという事実への注意を促す。委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/7-8、パラ29)を想起し、被害者／生存者の権利に包括的に取り組むことを確保するために、締約国が「慰安婦」に関する国際人権法上の義務を効果的に実施するための取組を拡大・強化することを勧告する。

政治的及び公的活動への平等な参画

35. 委員会は、政治的及び公的活動への女性の参画を促進し奨励するために、国、地方公共団体及び民間企業によってなされた意識向上に係る努力に留意する。それにもかかわらず、次の点に懸念を有する。

(a)政治的及び公的活動、特に国会や閣僚レベル、地方公共団体、司法、外交、学術の各分野における意思決定の地位に占める女性の割合が依然として低いこと。

(b)特定の政党による国政選挙における女性候補者の具体的な目標を設定することへの反対や、固定的な性別役割分担意識が、特に家庭生活と議員活動との両立の妨げとなり続けていること。

(c)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」がクオータ（議席又は候補者の一定割合の女性への割当）と違反に対する罰則を欠いており、代わりに自主的な措置に依存していること。

(d)第5次男女共同参画基本計画で設定された、2020年代初頭までに女性が指導的地位の30%を占めるようにするという目標自体が男女同数（parity）を下回っており、また、達成もされていないこと。

(e)障害のある女性並びにアイヌ女性、部落女性、在日韓国・朝鮮人女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性の、彼女たちの生活に影響を与える意思決定システムにおける割合が低いこと。

36. 委員会は、意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表に関する一般勧告第40号（2024年）、及び政治、経済、公的活動における意思決定のあらゆるレベルにおける女性の完全かつ実質的な参画とリーダーシップのための平等な機会の確保に関する持続可能な開発目標のターゲット5.5を想起し、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)選挙による選出及び任命による地位への女性の完全かつ平等な参画を促進するため、条約第4条第1項及び委員会の一般勧告第25号に従い、法定クオータなどの暫定的特別措置をさらに採用する。

(b)固定的な性別役割分担意識に対処し、一般市民だけでなく政党に対しても、政治及び公的活動の意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表の重要性についての意識を高めることに特化した、効果的な意識向上及び啓発キャンペーンを実施する。

(c)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を改正し、その遵守に対するインセンティブと違反に対する罰則を規定する。

(d)立法府、閣僚、地方公共団体（市長等）、司法、外交、学術の各分野における女性の代表に関する、第5次男女共同参画基本計画の30%の目標を、第6次基本計画において50対50まで引き上げる。

(e)アイヌ女性、部落女性、在日韓国・朝鮮人女性など、民族的及びその他のマイノリティ女性が、彼女たちの生活に影響を与える意思決定システムに参画することを促進するため、暫定的特別措置を含む具体的な措置をとる。

教育

37. 委員会は、第5次基本計画が科学、技術、工学、数学分野における女性の職業選択の促進を目指していること、また、大学入学者選抜実施要項が改訂され、大学が性別による差別的な選抜基準を適用することが禁止されたこと評価する。しかしながら、委員会は懸念をもって以下について留意する。

(a)トップクラスの大学や、科学・技術・工学・数学や情報通信技術など、伝統的に男性優位の学問分野におけるジェンダーギャップの大きさ。

(b)教育機関の上級管理職や意思決定層への女性参画の程度が低いこと、特に校長や大学幹部などの指導的役割を担う上級職の女性教員の割合が低いこと、非常勤講師などの低賃金の職種に女性が集中していること。

(c)性に関する指導で用いられる用語と内容に対する一部の政治家や公務員による検閲及びその授業時間の短さについての報告。

(d)歴史的な問題をどのように示すかを決定する裁量を持つ出版社によって、「慰安婦」への言及が教科書から削除されているという報告。

(e)長時間労働、残業手当の不支給、睡眠不足、仕事をもち帰る必要があることといった厳しい労働条件が、女性教師に病気休暇を取得する必要性、家庭での責任が重くなることによる離職早期退職といった異なる影響を与えていること。

(f)男女別学と男女共学の教育機関の間で、教育のアプローチ及び機会に関連して男女格差が生まれる可能性があり、その格差は女性のキャリア上の結果に影響を与えうるとともにその他の領域での性別分離を持続させ、正当化する可能性があること。

38. 女兒及び女性の教育を受ける権利に関する一般勧告第36号（2017年）に照らし、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a)ジェンダーに対応した学習やキャリアカウンセリングなどを通じて、トップランクの大学並びに科学、技術、工学、数学及び情報通信技術といった分野での、女兒及び女性にとって非伝統的な教育選択及びキャリアパスへの女性のアクセスを促進する。
- (b)教育機関の上級管理職及び意思決定層における女性の割合を増加する暫定的特別措置を含む、学術分野における女性のキャリアアップを促進することに特化した措置を採用する。
- (c)早期妊娠や性感染症を予防するための責任ある性行動を含む、年齢に応じた包括的な性に関する指導が、定期的な授業の提供を通じて、また、その内容と使用される用語に関して政治家や公務員が干渉することなく、学校の教育課程に適切に組み込まれることを確保する。
- (d)教科書出版に関する政府のガイドラインにおいて、「慰安婦」を含む女性に関する過去の実経験を教科書に適切に反映するよう求め、そのことによって歴史的事実が客観的に生徒と一般市民に確実に示されるようにする。また、全ての教育機関において教科書の正確性と標準化を確保できるように、出版社の同ガイドラインの尊重度合いを見守る。
- (e)教員のジェンダーに配慮した労働条件を確保するための措置を強化・実施し、勤務時間の短縮及び政策調整を通じてワークライフバランスを優先化する。
- (f)全ての教育機関において教育アプローチを標準化し、ジェンダーを包含するカリキュラムとキャリアガイダンスを推進する包括的な改革を実施し、それによって女性の公平なキャリア成果を確保し、より広い社会における性分離を阻止する。

雇用

39. 委員会は、懸念をもって以下について留意する。

- (a)男女間の賃金格差が大きいままであり、その原因の一端が同一価値労働同一賃金の原則の不十分な実施と、労働市場における水平的・垂直的分離の継続にあること。
- (b)管理職に占める女性の割合がわずか15%で、締約国が設定した目標の30%を大きく下回っていること。
- (c)コース別雇用管理制度の名残により、女性が低賃金の事務職やパートタイム、低賃金労働（インフォーマル経済も含む）に集中していること、また、女性たちの家族的責任が年金受給に影響を与えているとともに、妊娠と出産に関連した差別の報告が絶えないこと。
- (d)2019年に制定された締約国のパワーハラスメント規制が、ジェンダーと権力の力学に十分に対応していないこと。
- (e)先住民女性、部落女性、障害のある女性、移民女性、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性、インターセックス女性などの女性が職場で差別及びハラスメントを経験していること。
- (f)間接差別に関する男女雇用機会均等法改正の差別禁止事由が、体重、身長、転勤の要件に限定され、年齢、妊娠、育児、都市・地方人口など、国際的に認められているその他の事由は省かれていること。
- (g)締約国の人工知能ガイドラインにおいて、採用アルゴリズムにおけるジェンダーバイアスの問題が明示的に取り上げられていないこと、また、人工知能分野における指導的地位に女性の割合が低いこと。

40. 全ての女性と男性のための完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事の達成に関する持続可能な開発目標のターゲット8.5に従い、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

- (a) 科学、技術、工学、数学といった女性の割合が最も低いセクター、特に技術分野や医療・法律専門職において、上級職を含む正規雇用における女性の割合を増加させることに特化した、暫定的特別措置並びにジェンダーバイアス及び多様性に関する研修などの措置を講じる。
- (b) 委員会の一般勧告第40号に沿って、管理職に占める女性の目標を30%から男女同数（parity）に引き上げ、上級職により多くの女性を登用するインセンティブを創出する。
- (c) 同一価値労働同一賃金の原則を効果的に実施し、男女間の賃金格差を縮小し、最終的には解消する。(i) 定期的な労働監督の実施、(ii) 非差別的かつ主観的でない職務分類・評価方法の適用、(iii) 定期的な賃金調査の実施。男女間賃金格差の公表義務の大企業から中小企業への拡大、(iv) 雇用主が男女間賃金及び年金格差の背景にある理由をより把握するとともに、適切な改善措置を講じることを目的として、男女間賃金格差データとともに説明文を公表するよう促進する。
- (d) 大企業に課されている男女間賃金格差の公表義務を、多くの女性が働く中小企業にも拡大することを含め、雇用における男女間の格差を明らかにするための措置を講じる。
- (e) 女性が正規雇用に就くためのより多くの機会を企業が提供することの確保や、女性が大多数を占める非正規雇用労働者への手当の拡大を通して、労働市場における女性の状況を監視し、正規雇用に就く女性の数を増加させる。
- (f) 研修プログラムや職場の方針において、権力の現れとしての女性に対する男性の権威に関する問題を取り上げる。
- (g) 職場での差別、ジェンダーバイアス、ハラスメントにつながる有害なジェンダー規範や社会規範に対応する。
- (h) 裁判官に対し、雇用差別や雇用におけるジェンダーバイアスに異議を唱える際の条約及びその活用について研修を行う。
- (i) 男女雇用機会均等法を改正し、妊娠、育児、外見上の偏見、都市部及び農山漁村部の人々、年齢による区別など、間接差別の禁止事由をより幅広く考慮する。
- (j) 機械学習及び大規模言語モデルがデータに基づいて訓練される際、女性技術者が開発の初期段階から関わり、バイアスの軽減に取り組み、訓練データを入力するようにする。
- (k) 国際労働機関（ILO）の2011年家事労働者条約（第189号）を締結する。

健康

41. 委員会は、2023年に締約国で経口中絶薬が合法化されること、及び2023年に薬局で緊急避妊薬を利用できるようにするための政府の試験的措置に関心をもって留意する。しかし、委員会は懸念をもって留意する。

- (a)緊急避妊薬に関する明確な政策の実施スケジュールがないこと、ホルモンインプラント、ホルモンパッチ、プロゲステロンのみの「ミニピル」など、他の形態の現代的な避妊手法へのアクセスが締約国で承認されていないこと。
- (b)母体保護法第14条に定められた制限的な例外により、合法的な人工妊娠中絶へのアクセスが制限されていること、及び人工妊娠中絶は高額であるにもかかわらず日本の国民健康保険で完全にはカバーされていないこと、人工妊娠中絶が許可されている場合は、配偶者の同意が必要であること。
- (c)締約国が2023年に経口中絶薬を承認したにもかかわらず、そのような薬を提供しているクリニックはほとんどなく、また提供している場合でも外科的中絶と同程度の法外な費用がかかること。
- (d)自発的な不妊手術を受けることを希望する女性は、配偶者の同意を得なければならないこと。
- (e)2023年に最高裁判所が法律上の性別認定のための不妊手術要件を違憲とする判決を下したにもかかわらず、2003年の性同一性障害特例法の第3条の改正が遅れていること。
- (f)環境省及び国土交通省が、2024年9月までに12,000の水道事業者等からの測定値に関する調査/報告を提出するよう要請した一方で、PFASに関する水道水の安全性に関する最新情報が欠けていること。

42. 女性と健康に関する一般勧告第24号（1999年）並びに、世界の妊産婦死亡率の削減及び性と生殖に関する保健医療サービスへの普遍的アクセスの確保に関する持続可能な開発目標のターゲット3.1及び3.7に従い、委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

- (a)16歳と17歳の女兒が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女兒に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。
- (b)刑法及び母体保護法を改正して、全ての人工妊娠中絶を合法化及び非犯罪化し、女性と思春期の女兒が安全な人工妊娠中絶と中絶後のサービスに適切にアクセスできるようにすることで、女性の権利、平等及びリプロダクティブ・ライツについて自由な選択をするための経済的及び身体的自律性を完全に実現することを確保する。
- (c)法律を改正し、人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者同意の要件を削除する。
- (d)安全な人工妊娠中絶サービス（人工妊娠中絶薬を含む）が利用しやすく、手頃な価格で、健康保険の対象となり、かつ締約国の領域全体の全ての女性及び女兒が利用できることを確保する。
- (e)全ての女性が自発的な不妊手術サービスにアクセスできるようにするために、母体保護法を改正し、配偶者同意の要件を廃止する。
- (f)性同一性障害特例法（2003年）第3条を遅滞なく改正し、2023年の最高裁判所の判決を取り入れ、同規定に基づいて不妊手術を受けなければならなかった全ての被害者が、補償を含む効果的な賠償を受けられるようにする。
- (g)水道水中のPFASの安全レベルに関する報告の最新情報を、次回の報告書で提供する。

女性の経済的エンパワーメント

43. 委員会は懸念をもって以下について留意する。

(a)締約国は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で貧困率が最も高く（15.4%）、シングルマザーと高齢女性が不釣り合いに影響を受けており、女性が不安定な雇用に偏っており、また、適切な社会的セーフティネットなしに貧困に陥るリスクが高いこと。

(b)環境・社会影響評価の枠組みや投資の前提条件、テクノロジーを活用した生産やサービス提供、持続可能な開発目標及びグローバル・デジタル・コンパクトの実施に、ジェンダーへの配慮を組み込んだ十分な措置が利用可能でないこと。

(c)スポーツや文化団体、レクリエーションや文化活動において、指導的役割への女性の参画が制限されていること。

44. 委員会は、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)ひとり親世帯、寡婦、高齢女性のニーズに特に注意を払いながら、貧困削減と持続可能な開発を目指した取組を強化する。

(b)女性のビジネス機会を拡大し、担保なしの低利融資、信用保証を含む融資機会、高価値のサプライチェーン、高額な公共調達契約を利用するための措置を講じ、国の信用基金全体のうち女性が利用した割合を文書化する。

(c)ジェンダーに関する偏見や固定観念が女性の経済的機会を抑制することを防ぐための法的・政策的措置を講じる。これには、計画された投資、テクノロジーを活用した生産・サービス提供システム、持続可能な開発目標及びグローバル・デジタル・コンパクトの実施における環境・社会影響評価の前提条件も含まれる。

(d)スポーツ・文化団体における指導的役割への女性の参画を奨励するための措置を講じ、成長を刺激し、包摂的で持続可能なスポーツを確保するために、女性に特化したスポーツ・文化プログラムへの資金援助と投資を強化する。

農山漁村女性

45. 委員会は、食料・農業・農村基本計画及び家族経営協定が、女性にとってより利用しやすい労働環境の創出、育児・介護における女性の不釣り合いな負担の軽減、ジェンダー・ステレオタイプへの対処、農山漁村女性の土地所有の強化を目指していることに関心をもって留意する。それにもかかわらず、以下の懸念がある。

(a)農山漁村女性の意思決定、特に農業政策の策定への参画が低いこと。

(b)所得税法は、自営業者や農業従事者の配偶者や家族の収入を必ずしも事業経費として認めていない場合があり、女性の経済的自立を事実上妨げていること。

(c)農山漁村部の女性は、国民健康保険制度や公的福祉サービスによる傷病手当金や産休手当金を含めた社会的給付を受ける機会が限られていると報告されていること。

46. 農山漁村女性の権利に関する一般勧告第34号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット5.aに従い、国内法に従い、女性に経済的資源への平等な権利、並びに土地及びその他の形態の財産、金融サービス、相続及び天然資源への所有権及び支配権へのアクセスを与えるための改革を実施することについて、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)農山漁村開発プロジェクトの採択、実施、経済的利益において、農山漁村女性が意思決定レベルで平等かつ包括的に代表されるための障壁を取り除く。

(b)所得税法第56条を改正し、女性の経済的自立を促進するため、家族企業における女性の労働を認める。

(c)農山漁村部の女性、特に遠隔地の女性が、医療、社会的保護、その他の基本的サービス（傷病手当、出産手当、公共交通機関を含む）に適切にアクセスできるようにする。

不利な状況にあるグループの女性

47. 委員会は、アイヌ女性、部落女性、在日韓国・朝鮮人女性、障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性、インターセックス女性及び移民女性が、教育、就労及び健康へのアクセスを制限する、交差する形態の差別に直面し続けていることを特に懸念をもって留意する。

(a)女性の技能実習生は、賃金が低く、労働条件が劣悪で、妊娠・出産に関する差別に直面しているおそれがあること。

(b)改正障害者差別解消法は、交差する形態の差別に対処していないこと。

(c)障害のある女性が直面する、出産前、出産、産後ケアサービスに対する制度的障壁。

48. 委員会は、締約国に対し、アイヌ女性、部落女性、在日韓国・朝鮮人女性、障害のある女性、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性、インターセックス女性及び移民女性に対する交差する形態の差別を撤廃する努力を強化し、雇用、健康、公的活動への参画への平等なアクセスを確保するよう勧告する。さらに、締約国に以下のとおり勧告する。

(a)女性の技能実習生の労働条件の適切な監視を確保する適切なメカニズムを設置し、妊娠による本国送還や海外における家族単位からの隔離などの差別的慣行から女性移民労働者を保護する。

(b)障害者差別解消法を改正し、交差する形態の差別を明確に取り上げ、禁止し、適切な罰則を規定する。

(c)知的障害を含む障害を持つ女性を、性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにおける差別から保護し、医療機関がケアを拒否した場合の責任を追及する。

気候変動と災害リスクの軽減

49. 委員会は、中央環境審議会の小委員会に50%の女性委員がいるという情報を歓迎する。しかしながら、中央防災会議及び地方レベルの防災会議における指導的地位への女性の参画の程度が低いことを、懸念をもって留意する。

50. 委員会は、気候変動の文脈における災害リスク軽減のジェンダーに関連した側面に関する一般勧告第37号（2018年）を想起し、締約国に対し、気候変動が女性の生計に及ぼす悪影響を考慮しつつ、気候変動・災害対応戦略を見直し、特に気候変動、災害対応、災害リスク軽減に関する法律、政策、プログラムの策定、採択、実施において、女性と男性が等しく参画することを、特に以下の手段によって徹底するよう勧告する。

(a)気候変動と自然災害が女性及び女兒に与える影響について、細分化されたデータを収集する。

(b)経済インフラ部門、グリーン経済、再生可能エネルギー、クリーン・テクノロジーを含む、気候変動と災害リスク削減の法律、政策、資金調達、プログラムにジェンダーの視点を取り入れる。気候変動に関する意思決定や、女性及び女兒が気候変動の影響に適応するために必要なレジリエンスを構築するための戦略と行動の策定過程に、女性が有意義に参画するための知識を得ることにより、女性のエンパワーメントを図る。

(c)持続可能なブルーエコノミーへの融資と奨励を目的としたものを含め、気候変動融資と気候変動適応施策に効果的なジェンダー予算を導入し、そのような取組が女性を完全に包摂し、女性のエンパワーメントを促進し、女性及び女兒が気候変動と災害に効果的に適応できるようにするための気候変動アジェンダを支援することを確実にする。

結婚と家族関係

51. 委員会は懸念をもって以下について留意する。

(a)民法の規定が遵守されていないため、資産の管理、銀行口座や不動産の名義へのアクセス、離婚手続における財産の平等な分割において、女性にとって困難が生じること。

(b)現在の協議離婚制度の下では、家庭裁判所は、虐待的な父親が関与するケースであっても、また保護命令を出すべきケースであっても、子どもの面会権を優先することが多く、子どもと被害者である親の両方の安全が損なわれる可能性があるとの報告。

(c)シングルマザーの子育て支援を目的とした政策は、シングルマザーが直面する社会経済的な課題や、シングルマザーに対する性差別的なステレオタイプの根強さに十分に対処していないこと。

(d)同性婚や事実婚が法的に認められていないこと、同性カップルが養子を迎えることが禁止されていること。

52. 結婚、家族関係及びその解消の経済的結果に関する一般勧告第29号（2013年）に沿って、委員会は締約国に以下のとおり勧告する。

(a)離婚手続において平等な財産分与を可能にするため、民法の規定の遵守を確保するための措置を講じる。

(b)離婚を求める女性に利用しやすい料金で法的助言を提供し、子どもの親権と面会交流権を決定する際にジェンダーに基づく暴力に十分に配慮することを確保するため、裁判官と児童福祉司の能力開発を強化・拡大する。

(c)十分な数の安価な保育施設の供給や柔軟な勤務形態の実現を通じて、仕事と家庭生活の両立を促進することを含め、シングルマザーに対する支援を行い、シングルマザーをめぐる性差別的な固定観念を排除することに特化した措置を採用する。

(d)同性婚、国際私法に基づいて締結された婚姻及び登録された婚姻を認め、同性婚又は事実婚の女性による養子縁組を認める。

データ収集と分析

53. 委員会は、条約の実施に関連する多くの分野でデータ収集が行われていないことを懸念している。

54. 委員会は、締約国に対し、年齢及び社会経済的背景別に分類された、女性に対するジェンダーに基づく暴力の発生率、女性及び女兒の人身取引の発生率、女性の教育へのアクセス及び女性の社会経済的地位に関する統計データの収集において、最新の技術の利用を促進し、その能力を構築することを勧告する。これは、個別に作成され、ジェンダーに対応した法律、政策、プログラム、予算の立案と実施を目的としている。

北京宣言と行動綱領

55. 委員会は、締約国に対し、男女間の実質的平等を達成するために、北京宣言と北京行動綱領を活用し、条約に明記された権利の実現をさらに評価するよう求める。

普及

56. 委員会は、締約国に対し、本最終見解の完全な実施を可能にするため、本最終見解が、締約国の公用語で、全てのレベル（国、都道府県及び市町村）の関係国家機関、特に政府、国会及び司法当局に適時に周知されることを確保するよう要請する。

その他の条約の締結

57. 委員会は、締約国が9つの主要な人権についての国際文書¹を遵守することが、生活のあらゆる側面における女性の人権及び基本的自由の享有を強化するであろうことに留意する。したがって、委員会は、締約国に対し、いまだ締約国となっていない、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書、児童の権利条約の通報手続に関する選択議定書、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書及び死刑廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書を締結するよう奨励する。

最終見解のフォローアップ

58. 委員会は、締約国に対し、2年以内に、上記パラグラフ 12(a)、24(a)、42(a)及び (c)に含まれる勧告を実施するためにとられた措置に関する書面による情報を提供するよう要請する。

次回報告書の作成

59. 委員会は、8年のレビューサイクルに基づく将来の予測可能な報告カレンダーに沿って、また、締約国が該当する場合には、事前質問票の採択後に、締約国の第10回報告書の提出期限を定め、通知する。報告書は、提出時までの全期間を対象とするものとする。

60. 委員会は、締約国に対し、共通のコア文書及び条約固有の文書に関するガイドラインを含む、国際人権条約の下での報告に関する調和化されたガイドラインに従うよう要請する (HRI/GEN/2/Rev.6、第1章)。

以上

¹経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利条約、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約、障害者の権利に関する条約。